



## 健康保険 限度額適用認定 申請書 記入の手引き

入院や通院で医療費が高額になる場合、窓口でのお支払いが一定の金額までとなる認定証を交付します。

申請書は1枚です。漏れなく正確にご記入ください。



### 70歳未満の自己負担限度額

医療機関に限度額適用認定証を提示することで、同一の月において、それぞれ一医療機関ごとの窓口での一部負担金等の支払額が下記の自己負担限度額までとなります。

#### 自己負担限度額

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当 ( )
区分ア (標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
区分イ (標準報酬月額53～79万円の方)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
区分ウ (標準報酬月額28～50万円の方)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
区分エ (標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円	44,400円

( ) 多数該当とは

診療月以前から1年間に3回以上の高額療養費の支給を受けた(受けられる)場合は、多数該当となり4回目から自己負担限度額が軽減されます。

### 注意事項

#### 提出不要な方

70歳以上の現役並み所得者・一般所得者の方は「高齢受給者証を提示することにより、医療機関の窓口で負担が自己負担限度額までとなります。

#### 被保険者が非課税の方

「区分ウ」および「区分エ」の方のうち、市区町村民税が非課税などによる低所得者の方は、「健康保険限度額適用・標準負担減額認定申請書」(別様式)をご提出ください。

#### 有効期限

ユニマツト健康保険組合に申請をいただきましたら、個別に連絡をし、ヒアリングさせていただいた上で、有効期限を設定します。

ご提出・お問合せ先

次ページに記入例があります。➡



〒107-0062東京都港区南青山2-19-1シティヤマザキビル2F  
TEL 03-5411-2010 FAX 03-5411-2079

ユニマツト健保

検索

記入漏れや誤りが多いところ（特にご注意ください。）

**1** 記号・番号は被保険者証に記載されています。



**2** 希望送付先  
入院され自宅で認定証の受取りが出来ない場合などにご記入ください。

**3** 申請代行者欄  
被保険者および療養を受ける方以外の方が申請する場合にご記入いただくところです。（たとえば事業所の方や、ご親族の方など）

**4** 申請書を記入され、申請する日をご記入ください。

**5** 被保険者の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記載してください。マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。本人確認をするための添付書類は通知カードのコピーや、個人番号が記載された住民票の写し等の添付が必要となります。

限度額適用認定証の返却について

退職などで資格を喪失したときや、被扶養者とならなくなったとき、有効期限に達したときは必ずご返却ください。紛失した場合は「限度額適用認定証 滅失届」（書式は健康保険組合へお問合せください。）が必要となります。